

中長期財政計画

I 財政計画策定の目的等

1 財政計画策定にあたって

現在の財政計画は、平成 28 年 9 月に策定したものであるが、計画策定後の社会経済情勢の変化や、国の地方財政対策などが財政運営に大きな影響を与えている。特に、社会保障関係費の増加や合併特例事業債発行期限の延長については、本市財政運営に与える影響が大きいことから、これらを踏まえた財政運営を行っていく必要がある。

こうした中、総合計画に掲げる「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」実現に向けた施策（チャレンジプロジェクト）を確実に実施し、厳しい財政状況の中でも、人口減少に歯止めをかけるべく、様々な課題解決に向け、市民ニーズに対応した施策を効果的に展開していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、健全な財政運営を確立するため、財政計画を策定するものである。

なお、本計画は、各事業個々の事業期間、事業費、内容等を議論するためのものではなく、将来のリスクを最大限考慮して策定しているものである。

2 目的

- (1) 中長期的な財政収支を推計し、将来における課題を捉え、財政運営の健全性を確保するための指針とする。
- (2) 中長期的な視点から、甲賀市総合計画における施策・事業を選択する際の指針とする。
- (3) 予算編成や執行にあたっての指針とする。

II 計画策定の基本的な考え方

1 計画期間

平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間

2 対象会計

普通会計（一般会計、土地取得事業特別会計、野洲川基幹水利施設管理事業特別会計）

3 歳入歳出の試算方法

歳入は科目別、歳出は性質別で試算

Ⅲ 今後の収支見通し

1 収支試算の条件

(1) 基本事項

① 推計ベース

平成 29 年度決算額及び平成 30 年度決算見込額をベースに、「甲賀市総合計画実施計画」や「合併特例事業」など予定されるプロジェクトを見込み試算

② 人口推計

甲賀市第 2 次総合計画に示す目標人口を利用

③ 法改正・制度改正

作成時点で改正が見込まれているものについて反映

○歳入 税制改正（平成 31 年 10 月消費税及び地方消費税＋2%、法人市民税法人税割税率△3.7% など）

○歳出 消費税率引上げの影響

④ 景気動向

「中長期の経済財政に関する試算」（平成 30 年 1 月 23 日内閣府作成）の経済に関するシナリオ（ベースラインケース）名目 GDP 成長率を考慮して設定

⇒「中長期の経済財政に関する試算」（平成 30 年 7 月 9 日内閣府作成）に置換

(2) 歳入

① 市税

《個人市民税》

名目 GDP 成長率（ベースラインケース）に加え、生産年齢人口減に伴う減少を見込む

⇒平成 30 年度決算見込み及び最新の景気動向を反映

《法人市民税》

名目 GDP 成長率（ベースラインケース）に基づき試算

⇒平成 30 年度決算見込み及び最新の景気動向を反映

《固定資産税》

土地：近年の下落傾向△1%/年を見込む

建物：近年の増加傾向＋1%/年を見込む

償却：名目 GDP 成長率（ベースラインケース）に基づき試算

⇒平成 30 年度決算見込み及び最新の景気動向を反映

② 地方譲与税・交付金

《森林環境譲与税》

平成 31 年度からの導入を見込む

《地方消費税交付金》

平成 31 年 10 月の増税を見込む

⇒最新の景気動向を反映。増税分は H32 年度以降交付分に加算

《自動車取得税交付金》

平成 31 年 10 月で廃止を見込む

⇒新たに（仮）軽自動車税環境性能割交付金を見込む

《法人事業税交付金》

平成 31 年 10 月からの導入を見込む

⇒影響額は H32 年度以降交付分に加算

《その他》

横ばい

③ 地方交付税・臨時財政対策債

《普通交付税・臨時財政対策債》

○基準財政収入額：市税、地方譲与税等の推計を反映し試算

○基準財政需要額：個別算定経費は+1.2%を見込む

包括算定経費は△3.6%を見込む

公債費は、既発行額及び発行見込額に基づき積み上げ推計

合併算定替の段階的縮減を見込む(平成 32 年度から一本算定)

⇒森林環境譲与税相当分を収入額・需要額に加算

会計年度任用職員化による影響額を需要額に加算

○臨時財政対策債：平成 32 年度から一本算定による発行額を見込む

《特別交付税》

横ばい

④ 国県支出金

普通建設事業分：事業実施年度に相当額を見込む

扶助費分：扶助費の増加に伴う国県支出金を見込む

⑤ 繰入金

コミュニティ推進基金、図書館振興基金及び鉄道基金は、所要額を見込む

ふるさと納税分（あい甲賀ふるさと応援基金積立金）は、1 億円を見込む

⑥ 市債

現行の地方債制度により推計

合併特例事業債は、平成 36 年度までの事業実施年度に相当額を見込む

平成 37 年度以降は、一般事業債を普通建設事業費に合わせて見込む

⑦ その他歳入（分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、諸収入）

平成 30 年度決算見込を基礎として推計

(3) 歳出

① 人件費

職員給は、平成 32 年度までは第 3 次定員適正化計画による職員数の動向を反映
平成 33 年度以降は、平成 32 年度の職員数と同数で推計

※給与改定、独自削減は考慮しない

定年退職者は、全員再任用職員として計上

非常勤職員は、平成 32 年度からの会計年度任用職員化による影響額を見込む

⇒人件費総額の増加を抑制

② 扶助費

概ね 3.7%/年の増を見込む

③ 公債費

建設事業実施年度を勘案して計上

新規発行分の借入条件：20 年償還（3 年据置）、元利均等半年年賦、年利 1.0%

④ 物件費

平成 31 年 10 月の消費税率引上げを見込む

臨時職員は、平成 32 年度からの会計年度任用職員化の影響額を見込む

⇒経費を縮減

⑤ 補助費等

一部事務組合等負担金及び公営企業会計補助金・負担金は、各会計の事業計画を基
に所要額を見込む

⇒一般会計からの繰出金（特に基準外繰出金）の縮減

⑥ 繰出金

各特別会計の推計を基に所要額を見込む

⇒一般会計からの繰出金（特に基準外繰出金）の縮減

⑦ 投資的経費

平成 36 年度までは、合併特例事業を見込む

平成 37 年度以降は、平成 30 年度決算見込額（合併特例事業以外の事業分）を基に
所要額を見込む

⑧ その他歳出（維持補修費、投資・出資・貸付金、積立金）

維持補修費：平成 30 年度決算見込額を基礎として推計

⇒公共施設等の長寿命化に係る経費を平準化（通常事業量＋1 億円）

投資・出資・貸付金：水道事業及び下水道事業への出資分を見込む

2 試算結果（財政収支見通し）・・・資料①、資料②

現時点での収支見通しは、単年度で 24～34 億円の財源不足が生じ、平成 40 年度までの財源不足額累計額は約 300 億円となる見込みである。

⇒財政調整基金繰入金を毎年 5 億円程度に抑え、安定した持続可能な財政運営を行う

（1）歳入

市税は、法人市民税実行税率の引下げの影響により減少するものの、その後は景気の緩やかな回復基調により堅調に推移する見込み。普通交付税については、公債費が増加するものの、市税・県税交付金の増加や合併算定替の段階的縮減の影響により、減額する見込みである。また、市債は合併特例債発行期限の延長により発行額の増加を見込むなど、歳入総額は増加する見込みである。

（2）歳出

人件費は、非常勤職員の処遇改善等の影響により増加を見込む。投資的経費は、合併特例事業債発行期限の平成 36 年度までに大規模事業を見込んでいるが、その後は減額となる見込みである。また、扶助費及び繰出金については、社会保障関係費の大幅増により事業費が増加することから、歳出総額についても増加する見込みである。

V 財政計画

今後の収支見通しを踏まえ、合併算定替終了後の平成 32 年度以降も行政サービスを維持していくための健全な財政運営の確立に向け、次のとおり財政計画を策定した。

1 取組事項

（1）人件費の抑制

定員適正化計画に基づき職員数の合理化を進めるとともに、人件費総額の抑制につながる方策の検討を進める。

（2）物件費の抑制

内部管理事務費の縮減とともに、公共施設の再編・長寿命化に関する施策を確実に実施する。また、施策・事業の合理化や効率化を図ることで、経費を抑制する。

（3）一般会計からの繰出金の縮減

企業会計・特別会計に対する繰出金について、自立的な運営につながる方策の検討を進め、一般会計からの繰出金（特に基準外繰出金）の縮減を図る。

（4）投資的経費の適正化と合併特例事業債の計画的な活用

事業規模と経費の適正化を図るとともに、市の政策課題の解決に資する事業に厳選する。また、交付税措置の有利な合併特例事業債を活用できる事業を優先的に実施することで、後年度の財政負担の軽減を図る。

（5）維持補修費の確保

施設の維持補修費は、公共施設等総合管理計画を踏まえ経費の平準化を図るとともに、毎年度の経費を確保する。

(6) 基金の活用の抑制

財政調整基金繰入金を毎年5億円程度に抑え、安定した持続可能な財政運営を行うとともに、災害など不測の財政需要に備えるため一定規模の基金残高を確保する。特定目的基金は計画的な取り崩しを行う。

2 財政計画における歳入・歳出の見通し（資料③、資料④）

(1) 歳入

市税は、法人市民税実行税率の引下げの影響により減少するものの、その後は景気の緩やかな回復基調により平成28年度策定の計画（以下、「28計画」）よりも堅調に推移する見込み。地方交付税については、市税及び譲与税・交付金の増加の影響により28計画より少なくなる見込みであるが、後年度にかけて公債費を含めた需要額の増加に伴い増加する見込み。また、計画的な基金繰入金を見込むとともに、市債は合併特例債発行期限の延長により平成35年度まで発行額の増加を見込むことにより、歳入総額は28計画より増額となる見込みである。

(2) 歳出

人件費は、非常勤職員の処遇改善等の影響により28計画より大幅な増額を見込むが、定員適正化計画に基づく職員数の合理化など様々な方策を検討することにより増加を抑制する。投資的経費は、合併特例事業債発行期限の延長により平成36年度まで大規模事業を見込むが、その後は減額となる見込み。また、扶助費及び繰出金は、社会保障関係費の全国的な増加傾向を勘案することから増加を見込むことにより、歳出総額も28計画より増額となる見込みである。